

## 公 募 公 告

厚生労働省所管国有財産部局長  
沖縄労働局長 西川 昌登

### 1 公募に付する事項

- (1) 件 名 沖縄職業総合庁舎における飲料用自動販売機設置
- (2) 募 集 数 2 者
- (3) 業務内容 清涼飲料水自動販売機 4 台（1 事業所 2 台）を設置する。
- (4) 設置場所 那覇市おもろまち 1-3-25 沖縄職業総合庁舎 1 階 2 台・3 階 2 台
- (5) 設置期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。なお、設置期間満了後において、必要と判断した場合は 1 年度単位で更新する。

### 2 国有財産の使用許可

業務を行う者は、沖縄労働局長に対し使用許可の申請を行い、業務に係る国有財産の使用許可を得るとともに、設置する自動販売機の使用面積に応じた使用料を支払わなければならない。

### 3 公募に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者。
- (2) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められない者
- (4) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。
- (5) 労働保険・社会保険の制度が適用されるものにあつては、これに加入し滞納がない者
- (6) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。（常用労働者数 43.5 人未満の企業は除く）
- (7) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条に基づく高齢者雇用確保措置を講じていること。
- (8) ア「次世代育成支援対策推進法」イ「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。（常用労働者数 101 人未満の事

業主は除く)

(9) 次の要件を満たす者であること。

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に極力し、若しくは関与している者でないこと。
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- ⑥ 暴力団又は暴力団員及び②から⑤までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

(10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(11) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

#### 4 公募申込手続き等

(1) 公募要項の受付・企画提案書の提出場所及び問合せ先等

沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第二地方合同庁舎 1号館 4階

沖縄労働局 総務部総務課 会計第2係 電話 098-868-4003

(2) 募集要項等の交付期間

令和6年2月1日（木）～令和6年2月15日（木）（9時～17時 土日祝除く）

(3) 公募参加資格確認書類及び企画提案書の提出期限

提出期限 令和6年2月16日（金）17時までに必着

※募集要項記載の提出書類一式を上記（1）あて提出すること。

#### 5 選考方法

公募要項に基づき提出された企画提案書を企画審査委員会が評価し選定する。